

競泳競技規則

一般社団法人日本マスターズ水泳協会 競泳競技規則

総 則

本規則は、国際水泳連盟（FINA : Federation Internationale de Natation）マスターズ競泳競技規則（以下「FINA 規則」という）にのっとり制定した。一般社団法人日本マスターズ水泳協会（JMSA : Japan Masters Swimming Association. 以下「本協会」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本協会により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

本規則条項文の末尾記載の（ ）書きは、本規則制定の根拠とした FINA 規則の条項である。

MSW Masters Swimming Rules（マスターズ競泳競技規則）

第1条 競技会の運営

- 1 競技会の審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、公益財団法人日本水泳連盟の公認競泳審判員によって構成されるものとし、審判長は、A 級または B 級審判員でなければならない。
- 2 本協会または競技会の主管団体から指名された大会総務または実行委員会は、審判長およびその他の競技役員に対して、本規則に規定されている以外の全ての事項について統括権を持ち、競技会の延期などを含め、運営のために規則に矛盾しない範囲で指示を与えるものとする。
- 3 競技会を運営・統括するための競技役員として次の役職と人数を置く。

審判長	1 名
機械審判	1 名
泳法審判員	4 名
出発合図員	2 名
折返監察主任	2 名（プール両端に各 1 名）
折返監察員	各レーンの両端に 1 名
記録主任	1 名
招集員	2 名
通告員	1 名
機械操作	2 名

必要に応じて役員数を変更し、その他の係役員を置くことができる。

- 4 公式・公認競技会においては、本協会によって認められた自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用しなければならない。
- 5 全自動装置を使用できない競技会においては、計時主任と 1 レーン 1 名の計時員と 1 名の補助計時員を置かなければならない。
- 6 世界記録に挑戦する競技者（またはチーム）は、大会総務または実行委員会が指定した時間までに申請をしなければならない。
- 7 競技会で使用するプールと競技関連設備は、大会総務または実行委員会によって検査され、承認されなければならない。

第2条 競技役員

1 審判長

- (1) 審判長は全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技に関する全ての運営や規則について指示する。本協会の競泳競技規則（以下「競技規則」という）と決定事項を施行し、競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。また規則にない事項についての最終決定を下す。
- (2) 全ての競技規則が順守されていることを確認し、いずれの段階においても競技に介入することができる。競技に関する全ての抗議に裁定を下す。
- (3) 競技役員が競技会運営の各職に全て就いていることを確認する。欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不適当と思われる者の交代を命ずることができる。
- (4) 競技の開始は、
 - ① ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。次に、ホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。また、プールデッキからスタートする競技者は、プールデッキ前端に出させる。水中からスタートする競技者は、プールに入り速やかにスタートの姿勢をとるよう指示をする。
 - ② 背泳ぎ（メドレーリレーを含む）では、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をさせる。次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、水に入るよう指示し、2回目の長いホイッスルで速やかにスタートの位置に着かせる。
 - ③ 競技者と競技役員がスタートの準備ができたなら、片腕を水平に伸ばすことにより、出発合図員にスタートを委ねる。水平に伸ばした片腕は、出発の合図が発せられるまでその状態を保持する。
- (5) 出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。
- (6) 審判長自身が監察した違反、他の審判によって報告された違反について失格にすることができる。全ての失格・処分の決定は審判長が行う。

2 機械審判

- (1) 全自動装置・半自動装置の監督を行う。
- (2) コンピュータによる記録帳票に責任を持つ。
- (3) 引き継ぎ記録を確認し、引き継ぎ違反を審判長に報告する。
- (4) 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録を一覧表にする。必要があれば得点を管理する。

3 出発合図員

- (1) 審判長から競技開始の合図を受け、競技者を公正に出発させるまで、競技者を完全に統括する。出発の手順は第4条による。
- (2) 競技者が故意に出発の準備を遅らせたり、スタートの際の不行跡に対して指示に従わなかった場合は、審判長に報告する。ただし、そのような行為に対する失格の決定は審判長が行う。
- (3) 審判長の決定を得ることを条件として、出発が公正に行われたかを決定する。
- (4) 競技を開始するときはプールのスタート側からおよそ5m以内に位置し、計時員が出発の信号合図を見て聞くことができ、競技者が完全に信号音を聞くことができるようにする。

4 招集員

- (1) 競技に先立ち、競技者の点呼を行う。
- (2) 競技者に水着等の規則に違反があった場合、点呼の際に競技者が不在の場合は審判長に報告する。

5 折返監察主任

- (1) 折返監察員が、競技中に任務を十分に果たしているかを確認する。

6 折返監察員

- (1) 各レーンのスタート側と折り返し側にそれぞれ1名ずつ位置し、泳者がスタート後、折り返しの間、ゴールの際に規則に従っているかを確認する。
- (2) スタート側の折返監察員は、自由形・背泳ぎ・バタフライでは選手がスタートしてから最初のかきの終了まで、平泳ぎは二かき目の終了まで監察する。
- (3) ターンの際、選手の体の一部が壁に着く前のかきから、折り返し後の最初のかきの終了まで、平泳ぎは二かき目の終了までを監察する。
- (4) ゴールタッチの際、ゴールタッチの前の最後のかきの開始からゴールタッチまで監察する。
- (5) バックストロークレッジを使用する場合は、設置、取り外しを行う。
- (6) 800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側または折り返し側の折返監察員は、その担当レーンの泳者が完了した折り返し回数を記録する。スタート側の折返監察員は、800mの途中、400mにおいて泳者に「400」、1500mの途中、500m、1000mにおいて「500」、「1000」と伝える。
- (7) 400m自由形、800mおよび1500mの個人競技においては、スタート側の最終折り返し5m前に泳者が達したときから、折り返し後5mに達するまで、注意を喚起する合図を送る。この合図は振鈴によって行う。
- (8) リレー競技において、引き継ぎが競技規則に従っているかを監察する。リレー引き継ぎ判定装置を使用する場合は、第14条1項に従う。
- (9) 競技が終了した泳者に対し、審判長の指示があった場合、退水の指示を行う。
- (10) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。

7 泳法審判員

- (1) プールの両側に位置する。
- (2) 泳者が競技規則に従っているかを監察する。また、折返監察員を補助するために、折り返し動作およびゴールタッチについても監察する。
- (3) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。

8 計時主任

- (1) 計時員に、位置と計時するレーンを割り当て、それぞれの任務を指示する。
全自動装置が使用できないときは2名の補助計時員を配置する。ストップウォッチを用いる場合は、時間と順位は計測された時間で決定する。
- (2) 1レーンに1名の計時員を配置するときは、ストップウォッチの不具合に備えて、補助計時員を割り振らなければならない。計時主任は、常に各競技の1位の選手の記録を記録しなければならない。

- (3) 各レーンの計時員から計時用紙を集め、必要あればストップウォッチを点検する。
- (4) 提出された計時用紙に書かれた各レーンの公式時間を記録し、検査する。

9 計時員

- (1) 第 11 条 3 項に従って時間を計測する。使用される時計は、本協会または主催団体によって完全に調整されたものとする。
- (2) 出発の合図で時計を始動し、泳者がゴールしたときに時計を止める。また、計時主任から指示があれば、200m以上の競技における途中時間を記録する。
- (3) 競技終了後、結果を速やかに計時用紙に書き留め、計時主任に提出する。求められたときは時計を提示する。審判長が次の競技を開始通知するためのホイッスルを短く吹くと同時に時計を戻す。

10 記録員

- (1) 記録主任は、コンピュータの出力した結果帳票および審判長から受理した各競技の決定時間を確認し、審判長と連署する。
- (2) 記録員は競技の棄権者を管理する。競技結果を公式の書式に載せ、新記録の一覧表を作成する。必要に応じて得点を管理する。
- (3) 当日組み分け（以下「デッキシーディング」という）を行う場合、出場確認に基づき組み合わせを作成し、公表する。

11 競技役員の判断

- (1) 競技規則に特に規定がない場合は、それぞれに判断をしなければならない。
- (2) 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。

12 通告員

- (1) 通告員は、放送機器が正常に機能するよう管理の責任を持つ。
- (2) 競技会の運営および競技について、全ての通告を行う。

13 機械操作

- (1) 装置が正常に機能するように管理し、装置が記録した結果を機械審判を経て審判長に報告する。
- (2) リレー引き継ぎ判定装置を使用している場合は、その結果を機械審判を経て審判長に報告する。

第 3 条 競技の組み合わせ

- 1 デッキシーディングを除き、全ての競泳競技の組み分けは、年長の年齢区分から、同年齢区分ではエントリータイム（以下「記録」という）の遅い者（またはチーム）から事前に行われる。競技会の規模により年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うこともできるが、事前に公表すること。デッキシーディングの組み分けは、リレー種目を除き、年齢区分に関わらず記録の遅い者から行うことができる。
- 2 競技者（またはチーム）が一人（または一チーム）だけで泳ぐことを防ぎ、かつ競技レーンを満たすために、年齢区分は組み合わせることができる。(MSW3.1)
- 3 何らかの理由で、申し込み記録の不明な者（またはチーム）は、記録なしとしてリストの最後に置かれる。
- 4 レーンの割り振りは以下のようにする。

- (1) 50mプールにおける 50m競技および 25mプールにおける 25m競技を除き、レーンナンバースタートは、スタート側からプールに向かって右端を第 1 レーンとする。ただし、10 レーンを使用する場合は第 0 レーンとすることができる。
- (2) 最も良い記録の者（またはチーム）を奇数レーンのプールでは中央のレーンに、6 レーンのプールでは第 3 レーンに、8 レーンのプールでは第 4 レーンに、10 レーンのプールでは第 5 レーン（第 0 レーンを使用する場合は第 4 レーン）に配置し、2 番目に良い記録の者（またはチーム）をその左側にし、以下右、左と交互に配置する。
- (3) 50mプールにおける 50m種目および 25mプールにおける 25m種目においても上記の方法により決定するが、スタートは折り返し側から行ってもよい。
- (4) 申し込み記録が同じ場合は、レーンの配置優先順位を、抽選で決定する。

第 4 条 出 発

- 1 自由形・平泳ぎ・バタフライおよび個人メドレーのスタートは、スタート台・プールデッキおよび水中のいずれからでも行える。(MSW3. 2)
 - (1) 審判長の長いホイッスルにより、スタート台からスタートする競技者はスタート台に上がり、スタート台前方に少なくとも一方の足の指を掛ける。プールデッキからスタートする競技者はプールデッキ前縁に出て、同様に足の指を掛ける。水中からスタートする競技者は速やかにプールに入り、少なくとも一方の手でスターティンググリップを持ち両足をプールの壁に付ける。
 - (2) 出発合図員の号令 (take your marks) によって、競技者は速やかにスタートの姿勢をとる。その際、スタート台・プールデッキからスタートする競技者の両手の位置に関する制限はない。
 - (3) 全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
- 2 背泳ぎ・メドレーリレーのスタートは水中から行う。
 - (1) 審判長の 1 回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。
 - (2) 2 回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなくスタートの位置につく。
 - (3) 出発合図員の号令の後、全ての競技者が静止したら、出発合図員はスタートの合図をする。
- 3 出発合図の前にスタートした競技者は失格となる。失格が宣告される前にスタートの合図が発せられていた場合、競技は続行し、フォールススタートした競技者は競技終了後失格となる。出発合図の前に明らかにフォールススタートしたと見なされる場合は、出発の合図はせず、その競技者を失格とする。他の競技者については、元の位置に戻り再出発をする。その場合、審判長は長いホイッスル（背泳ぎの場合は 2 回目の長いホイッスル）から出発の手順を繰り返す。

第 5 条 自 由 形

- 1 自由形はどのような泳ぎ方で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレーにおける自由形は、バタフライ・平泳ぎ・背泳ぎ以外の泳法でなければならない。
- 2 折り返し、ゴールタッチの際は、泳者の体の一部が壁に触れなければならない。
- 3 スタート後、折り返し後は、体が完全に水没していてもよい距離 15mを除き、競技中は泳者

の体の一部が水面上に出ていなければならない。壁から 15m地点までに頭は水面上に出ていなければならない。

第6条 背 泳 ぎ

- 1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を掛けてはならない（プールの縁、タッチ板の上端についても同様とする）。バックストロークレッजを使用する場合は、両足のつま先はタッチ板に接していなければならない。
- 2 折り返し動作中を除き、競技中は常にあおむけの姿勢で泳がなければならない。あおむけの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が水面に対し 90 度未満であることをいう。
- 3 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ていなければならない。折り返しの間、スタート後、折り返し後の壁から 15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から 15 m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。
- 4 折り返しを行っている間に、体の一部が自レーンの壁に触れなければならない。折り返し動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになってもよい。その後、ターンを始めるために、速やかに一連の動作として、片腕あるいは同時の両腕のかきを使用することができる。足が壁から離れたときには、あおむけの姿勢に戻っていなければならない。
- 5 ゴールタッチの際、泳者はあおむけの姿勢で自レーンの壁に触れなければならない。

第7条 平 泳 ぎ

- 1 スタート後、折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持っていくことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。スタート後、折り返し後に、最初の平泳ぎの蹴りの前にバタフライキックが 1 回許される。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前までに、頭の一部分が水面上に出なければならない。
- 2 スタート後と折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1 回の腕のかきと 1 回の足の蹴りをこの順序で行う組み合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に左右対称に行われなければならない、交互に動かしてはならない。
- 3 両手は一緒に胸より水面、水中または水上から前方へそろえて伸ばし、水面または水面下をかかねばならない。肘は、折り返し前の最後の一かき、折り返しの動作中、ゴールの際の最後の一かきを除き、水中に入っていなければならない。両手は、スタートおよび折り返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。
- 4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならない、交互に動かしてはならない。
- 5 両足は、推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に動かすこと、下方へのバタフライキックは第7条1項を除いて許されない。足が水面から出ることは、下方へのバタフライキックとならない限り許される。
- 6 折り返し、ゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わ

なければならない。折り返し前、ゴールタッチの際は、足の蹴りに続かない腕のかきだけになってもよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチ前の最後の一かきの後は頭が水没してもよい。

第8条 バタフライ

- 1 スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めから体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。
- 2 競技中、両腕は水中を同時に後方へ運び、水面の上を同時に前方に運ばなければならない。
- 3 全ての足の上下動作は同時に行われなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。一かきに一回の平泳ぎの足の蹴りは許される。折り返しおよびゴールタッチの直前は、一かきを行わずに一回の平泳ぎの足の蹴りが許される。また、スタートおよび折り返し後の一かき目の前も、一回の平泳ぎの足の蹴りが許される。(MSW3.7)
- 4 折り返し、ゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。
- 5 泳者はスタート後、折り返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回のキックと一かきが許される。スタート後、折り返し後、体は完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。また、次の折り返し、ゴールまで、体は水面上に出ていなければならない。

第9条 メドレー競技

- 1 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1) バタフライ (2) 背泳ぎ (3) 平泳ぎ (4) 自由形
それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。
- 2 自由形では、折り返しの際を除いて、うつぶせでなければならない。足の蹴りや手のかきを始める前に、体はうつぶせにならなければならない。
- 3 メドレーリレーでは、各競技者は次の順序によって泳がなければならない。
(1) 背泳ぎ (2) 平泳ぎ (3) バタフライ (4) 自由形
それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。
- 4 それぞれの種目はその泳法規則に従って泳ぎ、かつゴールしなければならない。

第10条 競 技

- 1 競技は、全てタイムレース決勝とする。(MSW3.3)
- 2 全ての個人競技は、男女別に行わなければならない。
- 3 競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。
- 4 競技者は、競技会の主管団体が公表した招集の要領に従い、出場前に出場の確認または点呼を受けなければならない。また、公表された組・レーンで出場しなければならない。
- 5 競技者は、スタートしたレーンと同じレーンを維持し、ゴールしなければならない。

- 6 競技者は折り返しの際、各泳法の規則に従い、プールの壁に体の一部を接触させなければならない。折り返しは壁で行わなければならない。歩いたり、プールの底を蹴ることは許されない。
- 7 自由形競技またはメドレー競技の自由形に限り、プールの底に立つことは失格とならないが、歩くことは許されない。
- 8 競技中にレーンロープを引っ張ってはならない。
- 9 泳者は、他の泳者が競技中であっても審判長に退水を指示されるまでは、自レーンの中にとどまってもよい。(MSW3. 4) 退水の際に、他の泳者が競技中であっても審判長の指示があった場合、他のレーンを横断することができる。ただし、指示に従わず他の泳者を妨害した場合は、失格となる。また、その他の妨害行為をした場合も失格となる。その違反が故意と認められたとき、審判長はその事実を競技会の主催団体および競技者の所属する団体に報告する。
- 10 実行委員会の決定により、200m、400m、800mおよび1500m自由形は、各々に個別の計時装置を使用できることを条件に、同性に限り2名の競技者を同一レーンで競技させることができるが、事前に公表すること。(MSW3. 5)
- 11 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋、フィン、パワーバンド、粘着性のあるもの等）を使用したり、着用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。審判長の承認がなければ、身体上のいかなるテープも許されない。
- 12 競技に参加していない競技者が、全ての泳者が競技を終了する以前に水に入った場合、その競技会における以後の出場資格を失う。
- 13 リレーチームは同じチームに登録された4人の競技者で構成されなければならない。(MSW4. 1)
- 14 混合リレー競技は男女各2名で構成され、その順序について制限はない。(MSW4. 2)
- 15 フリーリレーの泳ぎ方は、いかなるものであっても差し支えないが、第5条自由形2項および3項の規則が適用される。
- 16 リレー競技においては、前の競技者が壁にタッチする前に次の競技者の足がスタート台もしくはプールデッキまたはプールの壁を離れた場合は、そのチームは失格となる。
- 17 泳いでいないチームメンバーが、全てのチームの全ての泳者が競技を終える前に入水した場合、そのリレーチームは失格となる。
- 18 リレー競技に出場できる競技者は、その競技会に同一チームから個人競技の申し込みをしている競技者、または主管団体が公表した競技会の出場登録を完了した競技者に限られる。
- 19 リレーオーダーは競技前に提出しなければならない。リレーチームのメンバーは1つの競技に1回のみ参加できる。提出されたリレーオーダーどおりに泳がなかったリレーチームは失格となる。交代は、主管団体が公表している条件の中で行うことができる。
- 20 競技者が他の競技者の行為によって不利益を被った場合、審判長はその競技者を、次以降の組に出場させ、最終組のときは競技のやり直しを命じることができる。
- 21 ペースメーカーとなる装置の使用や、サイドコーチ等のペースメーカーとなるような行為をすることは許されない。

第11条 計 時

- 1 全自動装置は、担当競技役員の監督下であり、計測された時間は順位、ならびに各レーンの時間を決定するのに用いられ、計時員が計測した時間よりも優先される。故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、計時員の計測した時間が正式

時間となる。

- 2 全自動装置が使用されている場合は、結果は 1/100 秒までを記録する。1/100 秒までが同記録の場合は、同着・同順位とする。公式結果や電光表示板の表示は 1/100 秒まででなくてはならない。
- 3 競技役員による計測には、半自動装置またはストップウォッチが使用される。手動による計時は、1 名以上の計時員によって計られ、使用されるグリップスイッチおよびストップウォッチは、本協会または主催団体によって完全に調整されたものでなければならない。手動計時は 1/100 秒まで記録されなければならない。全自動装置を使用できない場合は、公式時間は以下の方法で決定される。
 - (1) 半自動装置で計測された時間が公式時間となる。
 - (2) 半自動装置に故障や明らかな不具合が認められた場合は、ストップウォッチで計測された時間が公式時間となる。
- 4 競技者が失格した場合は、その旨を公式に記録し失格理由を公表しなければならない。(MSW3.9) 時間や順位を記録ならびに公表してはならない。
- 5 リレー競技に失格があった場合は、失格までの途中時間は公式に記録しなければならない。
- 6 リレー競技が行われている間、先頭を泳ぐ泳者の 50m ごと、100m ごとの途中時間は、公式掲示で発表されなければならない。

第 12 条 年齢区分

- 1 競技会の個人競技は、競技者の暦年齢により次の年齢区分によって行われる。
18 歳～24 歳・25 歳～29 歳・30 歳～34 歳・35 歳～39 歳・40 歳～44 歳
45 歳～49 歳・50 歳～54 歳・55 歳～59 歳・60 歳～64 歳・65 歳～69 歳
70 歳～74 歳・75 歳～79 歳・80 歳～84 歳・85 歳～89 歳・90 歳～94 歳
95 歳～99 歳・100 歳～104 歳
以降同様に 5 歳ごと
- 2 競技会のリレー競技は、競技者 4 名の暦年齢の合計により次の年齢区分によって行われる。
72 歳～119 歳・120 歳～159 歳・160 歳～199 歳・200 歳～239 歳・240 歳～279 歳
280 歳～319 歳・320 歳～359 歳・360 歳～399 歳
以降同様に 40 歳ごと
- 3 暦年齢は、競技会開催年の 12 月 31 日現在の年齢とする。(MSW1.3)
- 4 競技会を 1 項および 2 項の一部の年齢区分で行う場合は、当初計画において協会の承認を取らなければならない。

第 13 条 記 録

- 1 長水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			

個人メドレー	200m	400m	
フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m
メドレーリレー	4×50m	4×100m	
混合フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m
混合メドレーリレー	4×50m	4×100m	

2 短水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。

自由形	*25m	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	*25m	50m	100m	200m			
平泳ぎ	*25m	50m	100m	200m			
バタフライ	*25m	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m				
フリーリレー	*4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	*4×25m	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	*4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	*4×25m	4×50m	4×100m				

* 25mの各種目と4×25mのリレー競技は世界記録の対象とはならない。

3 世界記録は、全自動装置を使用した競技会で樹立された記録を対象とする。

4 世界記録・日本記録は、FINA が承認した水着を着用した競技者のみが樹立できる。

5 4×25mのリレー競技を除き、混合を含め（MSW5.4）リレー競技の第1泳者の記録は新記録に申請することができる。リレーの第1泳者が違反なく泳ぎ終えれば、続く泳者に失格があったとしても、第1泳者の記録は無効にならない。

第14条 全自動装置

1 全自動装置が用いられている競技会では、時間・順位、リレーの引き継ぎの判定は、計時員・折返監察員より優先される。

2 定められた競技で、全自動装置が数名の競技者の順位や時間を記録できないときは、

(1) 計測可能な全自動装置による時間・順位を記録する。

(2) 手動による時間・順位を記録する。

3 公式の順位は以下のように決定する。

(1) 全自動装置による時間・順位がある競技者は、そのレース内で全自動装置による時間・順位がある他の競技者と比較し、相対的な順位が決められる。

(2) 全自動装置による順位はないが、全自動装置による時間がある競技者は、全自動装置による時間がある他の競技者との比較で相対的な順位が決められる。

(3) 全自動装置による時間・順位がない競技者は、半自動装置またはストップウォッチで相対的な順位が決められる。

4 公式時間は以下のように決められる。

(1) 全自動装置による公式時間はその時間となる。

(2) 全自動装置によらない公式時間は、半自動装置またはストップウォッチの計測による時間となる。

5 複数の組がある場合、順位は以下のように決定する。

- (1) 全ての競技者の順位は、公式時間を比較して決定する。
- (2) 同記録で泳いだ競技者は、同じ順位とする。

第15条 水 着 等

- 1 競技会で着用できる水着等は、競技会開催日に本協会が公表している水着規定に準じる。
- 2 水着、キャップ、ゴーグルは見苦しくなく、人に不快感を与えるようなものであってはならない。
- 3 水着は透けていてはならない。キャップを2枚かぶることは許される。
- 4 審判長は、規則に反している水着を着た選手を参加させない権限を持つ。

第16条 抗 議

- 1 競技に関する抗議は、事象発生後 30 分以内にそのチームの責任者（リーダー）が、文書で審判長に提出する。
- 2 抗議は、その競技会を主催する本協会または主催団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第17条 そ の 他

- 1 本協会または主催団体による公式競技会ならびに公認競技会は、次の要件を備えなければならない。
 - (1) 公認番号、開催日程、会場、競技内容、参加資格、参加料、表彰内容等の要項は、競技会初日の3週間前までに一般に公表されていなければならない。
 - (2) 本協会の特別の承認がない限り、競技者は当該競技会申し込み日までに本協会の個人登録が完了した競技者に限られていなければならない。
競技者はチームの登録者で、国および地域等を代表することは認められない。(MGR3)
 - (3) 競技施設は、公益財団法人日本水泳連盟の公認プールでなければならない。ただし、公認プールの認定を得ていないプールであっても本協会の承認によって公認競技会を行うことができる。
 - (4) プールのコンディションは、競技会の期間を通じて次の条件を満たしていなければならない。
 - ① プールの水は淡水であり、かつ、競技中は静水であること。
 - ② 水温は、27～29℃を基準としていること。
 - ③ 水位は、満水の状態で一定の高さが保たれていること。
 - ④ 互いに隣接するレーンを仕切るレーンロープは、1本でその直径は5 cm以上 15 cm以下である。レーンロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。
 - ⑤ 15mマーク、50mプールにおいて 25mを示すマークは、隣接するフロートと異なる色とすること。背泳ぎ用 5mフラッグが設置されていること。
- 2 競技会において使用する施設、設備、機器類は、本協会によって認められたものでなければ

ならない。また、認められたもののうち、最高の機能を有するものを使用するよう努めなければならない。

〔附則〕

本規則は2020年4月1日以降開催される
マスターズ水泳競技会に適用される。

競技会（競泳）規則

一般社団法人日本マスターズ水泳協会 競技会（競泳）規則

総 則

本規則は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会（以下「本協会」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本協会により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

第1条 競技会の種類

競技会の種類は次のとおりとする。

1 公式競技会

本協会が主催する競技会で、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

2 公認競技会

(1) オープン競技会

チーム、グループまたは本協会が認める団体が主催する競技会で、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

(2) 限定競技会

チームまたはグループが主催する競技会で、特定のチームと個人が参加資格を有する。単独チームに限定した競技会は許されない。

3 国際競技会（国内開催）

本協会が主催する競技会で、国際水泳連盟（FINA）に加盟する国のマスターズ水泳組織に登録して、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

第2条 競技会の開催要件

1 公式競技会・国際競技会の公表

4月1日から翌年3月末日までに実施する予定の公式競技会・国際競技会は、毎年1月末日までに本協会の理事会によって決定し大綱（競技会名、開催期日、会場等）を公表する。

2 公認競技会の申請

公認競技会は、開催期日より起算して6ヶ月前までに主催者が協会の定めるマスターズ水泳公認競技会申請書で申請すること。承認後、本協会から公認番号を交付する。

3 開催要項の発表

公式競技会・公認競技会の詳細な開催要項は、競技会初日の3週間前までに公表すること。開催要項には、交付された公認番号、主催、主管団体、開催日程、会場、競技内容、参加資格、参加料、表彰内容等を記載する。

4 出場制限

全ての競技会において、競技者が1日に出場できるのは、2種目以内とする。（ただし、リレー種目は除く）

5 競技役員

(1) 競技役員は、主催者の責任において編成する。

(2) 審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、公益財団法人日本水泳連盟の公認

競泳審判員および公認競技役員でなければならない。そのうち審判長は、A 級または B 級審判員でなければならない。

- (3) 競技役員は、公認競泳審判員および公認競技役員で編成することが望ましいが、公認競泳審判員および公認競技役員が不足する場合は、(2)の役職を除き、補助役員をもって充てることができる。

6 計時装置

本協会が認めた自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用しなければならない。

7 競技施設

競技施設は、公益財団法人日本水泳連盟のプール公認規則に基づき公認されたプール（以下「公認プール」という）でなければならない。ただし、当分の間、暫定の処置として公認プールの認定を得ていないプールであっても本協会の承認によって公認競技会を行うことができる。

世界記録の申請は、公認プールで樹立された記録に限られる。

8 参加料

競技会の主催者は、参加申込者より参加料を徴収することができる。

9 表彰

参加者に対して適切な範囲内において表彰を行うことができる。

10 救護体制の整備

- (1) 競技会期間中は、医師または看護師（救急救命士）の配置を行う。医師または看護師（救急救命士）は、参加者への出場停止勧告を行う権限をもつ。

- (2) 監視員を配置する。

第3条 競技会の名称制限

「全国」「日本」「全日本」など日本を代表する意味を持つ語句を競技会の名称に冠する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4条 競技会の参加資格

競技会に参加する者は、競技会申込日までに、本協会に登録したチームから個人競技者登録が完了していなければならない。

1 登録

暦年齢 18 歳以上の者が登録することができる。

2 登録有効期間

登録年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

3 チーム登録

1 名以上の個人競技者登録を行うこと。

4 個人競技者登録

競技者として複数のチームに登録することができる。ただし、競技会ごとに申し込みチームを選択すること。

5 競技会の申し込みは、所属チームから行わなければならない。

6 所属チームは、参加にあたって本人に次の事項を確認するものとする。

- (1) 医師の健康診断または本人の自己申告に基づき、健康上異常がないこと。
- (2) 競技会当日より前1ヶ月の間、週1回以上の水泳練習を行っていること。
- (3) 競技会出場にあたって自己の体調に留意すること。
- (4) 競技会期間中に、大会医務委員により出場停止の勧告がされた場合は、その指示に従うこと。

第5条 年齢区分

- 1 競技会の個人種目は、競技者の暦年齢により次の年齢区分によって行われる。
18歳～24歳・25歳～29歳・30歳～34歳・35歳～39歳・40歳～44歳・45歳～49歳
50歳～54歳・55歳～59歳・60歳～64歳・65歳～69歳・70歳～74歳・75歳～79歳
80歳～84歳・85歳～89歳・90歳～94歳・95歳～99歳・100歳～104歳
以降同様に5歳ごと
- 2 競技会のリレー種目は、競技者4名の暦年齢の合計により次の年齢区分によって行われる。
72歳～119歳・120歳～159歳・160歳～199歳・200歳～239歳・240歳～279歳
280歳～319歳・320歳～359歳・360歳～399歳
以降同様に40歳ごと
- 3 暦年齢は、競技会開催年の12月31日現在の年齢とする。

第6条 記録

- 1 競技会における記録は、競技会主催者から本協会への報告をもって公認記録とする。
- 2 当初計画において、公式競技会・公認競技会の条件を満たしている場合においても、開催中に第2条2項から6項の条件が欠けた場合は、記録の公認を受けることができない。
- 3 公認される記録（長水路・短水路）は、公式競技会および公認競技会の記録であって、男女とも、次の種目・距離に限られる。

(1) 長水路

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	200m	400m				
フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	4×50m	4×100m				

(2) 短水路

自由形	25m	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
平泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
バタフライ	25m	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m				
フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			

メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	
混合フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m
混合メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	

- 4 主催者は、規定の方法に基づいて、競技会終了後 1 週間以内に本協会に報告しなければならない。
- 5 日本記録（長水路・短水路）は、本協会登録競技者が樹立した公認の最高記録であって、毎年 1 月 1 日現在ならびに 7 月 1 日現在をもって発表する。
 - (1) FINA の公認した水着を着用した競技者が、現行の日本記録をしのぐ記録または同記録を樹立した時は、日本新記録とする。
 - (2) 日本新記録または同記録が樹立された時は、競技会記録と同時に所定の報告書を本協会に提出する。
 - (3) 国外における記録については、その競技会の統括団体が証明する報告書の提出をもってこれに代える。
 - (4) 日本新記録または同記録を樹立した競技者に対しては、「日本新記録樹立証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に 1 枚贈る。
 - (5) 同年度の 1 月から 6 月末、7 月から 12 月末に日本新記録または同記録を樹立した競技者で、各種目・距離・年齢区分別で最高の記録の競技者に対して「日本記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては各人に 1 枚贈る。
- 6 FINA の公認した水着を着用した競技者が、現行の世界記録をしのぐ記録または同記録を樹立した時は、本協会から FINA へ報告できるよう、次のことを確認し手続きを取らなければならない。
 - (1) 25m 種目の各泳法およびリレー競技の 4×25m 種目は、世界記録として認められない。
 - (2) 24 歳以下の記録は、世界記録として認められない。また、リレーチームのメンバーに 24 歳以下の競技者が入った場合は、世界記録の対象とはならない。
 - (3) 公認プールにおいて現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立された時は、競技会終了後直ちに所定の報告書に必要書類を添付して本協会に提出する。
 - (4) 世界記録をしのぐ記録または同記録を樹立した競技者に対しては、「世界新記録樹立証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に 1 枚贈る。
- 7 計時は全自動装置または半自動装置のいずれかによって行うが、装置の故障や突発的な事故の場合、バックアップのデジタルストップウォッチで計測した時間を認める。ただし、その場合の記録は、世界記録として認められない。
- 8 全ての記録は、競技会の個別の競技で成立したものでなければならない。

第7条 競技規則

本協会、競泳競技規則による。

第8条 スポーツマンシップ

- 1 スポーツとしての水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊びマスターズ水泳の向上と発展に自ら貢献しようとする意思を持つこと。
- 2 善良な市民、健全な社会人としての品位を保ち、市民社会におけるマスターズ水泳の地位の向上に寄与すること。

- 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

第9条 違反競技者に対する処分

本協会に登録された競技者およびチームが、次の各項に該当すると認められたときは、第10条に基づき理事会の決議により処分を受ける。

- (1) 前条のスポーツマンシップに違反したとき
- (2) 本協会および競技会主催チーム、団体の名誉を著しく傷つけたとき

第10条 処分の内容

前条の競技者およびチームに対する処分は、その違反の程度に従い次のとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期限を定めた登録停止
- (3) 文章による戒告
- (4) 口頭による注意

第11条 改廃

本規則の改廃は理事会の議決による。

附則

本規則は2020年4月1日以降開催されるマスターズ水泳競技会に適用される。